

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	小学校及び中学校の指定学校変更許可（隣接校選択制）の取り消し
根拠法令及び条項	那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する要綱第9条
処 分 基 準	
<p>那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する要綱 （就学する学校の指定の取り消し）</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により隣接校への就学を指定された者のうち、入学期日の前日までに住所の異動により指定校が変更になる場合において、就学の指定がなされた隣接校が当該指定校の隣接校ではないときは、当該隣接校への就学の指定は取り消すものとする。</p> <p>2 前項の場合において、教育委員会は隣接校への就学を取り消された者に対し、指定校への就学の通知を行う。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12号に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	学校教育部 学務課（098-917-3505）
更新日	平成27年4月1日